

令和4年1月13日

大阪府内医師会長 様
診療所・病院の会員 様

大阪府医師会長
茂松茂人
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策における診療の協力について ～特措法第24条第9項に基づく要請～

平素は本会活動の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年1月7日付の本会通知において、今後の新型コロナウイルスへの対応に関し、診療・検査医療機関、オンライン等の診療協力機関、往診等実施機関を中心に外来対応機能の充実を改めてお願いした所であります。

今般、大阪府知事より弊職宛、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく下記事項についての要請がありましたのでお知らせいたします。

貴職におかれましては事情をご賢察賜り、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応につきご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

○大阪府通知概要

1. 自宅療養者の健康観察・診療体制の拡充について

今後の感染拡大における自宅療養者の増加に対応するため、健康観察・診療を実施していただく往診、訪問診療、オンライン診療医療機関、抗体治療医療機関のさらなる拡充や、診療・検査医療機関等における診断後の治療体制について充実をお願いします。

また、オミクロン株に対応した診療について、大阪府医師会作成のマニュアル等により研修、周知等について協力をお願いします。

2. 医療機関名の公表への協力

令和4年1月5日付日本医師会より都道府県医師会担当理事宛に発出されております「オミクロン株の感染流行に備えた地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化」において、未だ公表していない診療・検査医療機関に対し公表を促すことや、健康観察・診療を実施する医療機関等を公表する仕組みを整えることについてもご対応いただくこととされています。

自宅療養者、特に有症状者（かかりつけ患者以外でも）が、医療機関に直接アクセスできるよう、府ホームページ等での公表へのご協力に関し、郡市区医師会に対して働きかけをお願いします。

【参考】

・診療・検査医療機関の公表手続きは下記よりお願いします（関係様式掲載・大阪府ホームページ）

(Google等の検索エンジンで「大阪府 診療・検査医療機関 医療機関向けページでもアプローチ可」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/kensa-sitei.html>

【担当】

大阪府医師会

地域医療1課 (TEL:06-6763-7012)